

教育福祉常任委員会会議録

1. 期 日 令和7年9月2日(火) 開会 13時10分
開会 15時24分
2. 場 所 第1委員会室
3. 議 題 ①神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金を利用した支援制度の創設に関する請願 (令和7年請願第1号)
②ウォータースタンドについて (令和7年陳情第6号)
③閉会中の特定事件の調査について
4. 出席者 小笠原委員長、岡田副委員長、小林委員、一石委員、羽根委員、古谷委員、前田委員
- 執行者 ①町長、副町長、教育長、教育部長、教育指導課長、教育指導課課長代理、指導班長
②教育部長、教育総務課長、学校施設班長
③なし
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 1名
議会事務局 事務局長、庶務課長
5. 経 過

① 神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金を利用した支援制の創設に関する請願(令和7年請願第1号)

委員長

ただいまより、教育福祉常任委員会を開会いたします。それでは初日の本会議で付託されました案件について審査いたします。最初に、令和7年請願第1号、神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金を利用した支援制の創設に関する請願を議題といたします。お諮りいたします本請願につきましては、議会基本条例第15条の規定により、請願者の意見を聞くこととあわせて、質疑、答弁のため、紹介議員に出席していただくことにご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。本請願につきましては、提出者の加藤瑠衣子様に出席いただいております。紹介議員は、一石議員、小林議員、根岸議員、羽根議員、古谷議員です。それでは提出者の加藤様10分程度にまとめて趣旨説明をお願いいたします。

<趣旨説明>

加藤氏

請願者の加藤瑠衣子と申します。本日はお時間いただきありがとうございます。本日は公教育に通っていない児童生徒の学びを保障するための請願についてご説明させていただきます。

ます。内容について移らせていただきます。全国の不登校児童生徒数は過去最多を更新し、令和5年度は約34万6000人に達しています。当事者である児童生徒と保護者は孤立や不安の中で答えの出ない葛藤を抱え続け、心身のケア、相談対応、送迎、付き添い等の負担が集中しています。その結果、離職や就労制約、家計負担の長期化が生じ、子ども側は外出の減少、生活リズムの乱れ、自己肯定感の低下といった孤立の連鎖が顕在化し、衝動の遅れは社会的コストの増大にも繋がります。この状況は日本国憲法、教育基本法、子ども基本法の理念（人格の完成、教育機会の均等、子どもの最善の利益と意見の尊重）から見ても早急に解決すべき課題です。文部科学省もこれらの支援において、学校復帰のみを唯一の目標とせず、学校外の学びを適切に評価する現実的な方針を示しています。民間の草の根の活動から全国に広がったフリースクールや居場所は、当事者をこれまで大きく支えてきました。子どもたちが安心して過ごしながら生活リズムを整え、小さな役割や挑戦を積み重ねることができる「安全基地」として存在し、社会参加と好奇心を支え、孤立の連鎖を断ち切るセーフティーネットとしても機能してきました。しかし、民間が幾ら尽力しても、保護者負担が多いこと、重いことがボトルネックとなり、必要な子ほど利用をためらい、初期対応が遅れる要因となっています。二宮町として、子どもたちの安全基地の選択肢を認め、安心して通えるよう信頼を引き上げる必要があります。実際にフリースクール等の費用補助については、多くの自治体議会や市民から要望が上がり、近年自治体の独自事業として制度を持つ動きが広がっています。神奈川県には、市町村が実施するフリースクール等の利用料補助に対し、基準額1人1月1万円、補助率3分の1で支援する制度があり、すでに制度を持つ鎌倉市、海老名市で適用されています。二宮町でもこの枠組みを活用すれば、財政負担を抑えて小規模に開始し、実績に応じて段階的に拡充することが可能です。子どもたちが孤立せず、子どもであるうちに安心して学びを続けられるように、そのための最初の一步として、以下の項目についてお願いいたします。

請願項目1、神奈川県の実情に基づき、二宮町として不登校児童生徒のフリースクール等利用料の補助制度を創設し、必要な予算措置を講じたうえで、速やかに開始し、継続して実施することを求めます。2、こども基本法に基づき、子どもの健康・安全と学びの継続を最優先に配慮し、選択の場面では子どもの意見を尊重することを求めます。以上になります。

委員長

それでは、委員の方で、請願者、紹介議員に質疑のある方は。副委員長はいかがですか。

<請願者に対する質疑>

副委員長

私から1つ、2つ。今日ありがとうございます。さっきのお話で県下では鎌倉と海老名ぐらいしかないと、導入しているのがこの制度ですね。二宮町に対してこの制度は、変な言い方、なぜ必要なのか、必要な理由というか背景みたいなのがあったら教えてください。

加藤氏

そうですね。なぜ必要かという、子どもの学びのアクセスを途切れさせない下支えが必要だと考えています。やはり学びは学校の教室だけで完結するものではないと思っています。まず、家から出て外出して、人との関わりを持ってコミュニケーションをもってそこで小さな役割だったりとか、経験を積むことで、経験を積むことそのものが学びであり、成長に繋がると考えています。ところが家計の壁が実際あります。私は、町内の居場所というのをすべて代表の方ともお話させていただいたんですけども、やはり今年から有料化、月に1万円の有料化したところ、去年まで18人通っていた子どもたちが、今年2人に減ってしまったという事実があります。そういった抑圧される事業需要が明確にあります。そういったことでこういった今回の利用補助制度を活用することによって、子どもたちが必要な子が早く継続して通えるということがまず大切だと思っています。

副委員長

先ほどの18人が2名まで激減したっていうのは、二宮町のフリースクールの中でってことでしょうか。

加藤氏

そうですね2ヶ所あります。1ヶ所が、平日いつでも通っていいよっていうのが1万円と、あと1回につき1000円という形で今年から設定したそうです。その1万円を払える家庭が、今まで、去年まではほぼ無料で通っていたそうなんですけれども、その18人継続して通っていた子が、実際に2人になったと。あとは、1回につき1,000円、ぱらぱらと払って通うという子どもが発生しているという状態です。

副委員長

ありがとうございます。そうすると想定になると思うんですが、制度を設計すると、人数とか費用とか、一応どれぐらいの町としては費用がかかると請願者の方は想定されてますでしょうか。

加藤氏

補足資料の4番をご覧くださいませでしょうか。鎌倉市の利用実績と二宮町の利用目安をまとめたものになります。鎌倉市の方で2年前から補助制度というのが始まっておりまして、初年度が約23%の利用率となっております。去年の利用率がまだ公式には発表されておりませんが、関係のところからの話によると、約31.4%の利用を目指すということになっているそうです。それを踏まえて、二宮町でも23%と31.4%

の利用を加味したところ、もしすぐに今年からでもすぐに制度が始まるということであれば、例えば1月から3ヶ月スタートすると23%の負担で約48万円の町の実質負担が発生すると考えています。上振れの利率で考えますと、来年度1年間通ったという請求がありますと、町の実質負担ですと約192万円から264万円の負担費用が発生すると考えています。

委員長

それでは委員がほとんど紹介議員になっておりますので、これにて請願者への質疑を終了いたします。それではここで執行者側へ委員の参考質疑がありましたらどうぞ。

<執行者側への参考質疑>

副委員長

2つほど確認させてください。町の方でフリースクールの存在っていいですか、実態みたいなところは、どの程度把握されてるかっていうことを知りたいんですが、もしわかってたら教えてください。もう1つは、1個1個でいいです。次行きます。

教育長

ただいまの岡田議員の質問にお答えする前に、二宮町教育委員会としてはですね、不登校児童生徒への支援のあり方についての考えを述べさせていただきます。文部科学省は不登校児童生徒への支援のあり方について、その基本的な考え方の支援の視点としまして不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目標とする必要があることと言っています。また児童生徒によっては、不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することとも言っています。また、神奈川県教育委員会から出されている神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金交付要綱では、第3条、補助の対象の項目の中で6つこれあるんですが、その中でも2つ。1つ目、利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること。もう1つは、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、児童生徒が在籍する学校と連携することができること。この県教委が出されています補助金の交付要綱にしっかりと準拠していくことが必要であると考えております。引き続きしっかりと研究していきたいと思っております。以上です。

教育指導課長

町内にあるフリースクールということで、町内にフリースクールの名称をうたっているフリースクールというのは2校あります。あと追加で居場所ということで1ヶ所ですね。計

3ヶ所ですね、あわせてフリースクール等という形で表現させていただきますが、3ヶ所です。

副委員長

それで非常に良い制度だと思うんですけど。即答はなかなか難しいと思いますけど、一応何かこのフリースクールの補助みたいところで今、教育長から要件がいろいろありましたが、それを考えると制度の設置っていうのに向けての考えとか、それに向かったの課題っていうか障害になるようなことって、何かございますでしょうか。

教育指導課長

そうですね、実際いろんなフリースクールがありまして、それこそ塾だったりとか家庭教師レベルのものからですね、いろいろそのご家庭の興味関心とかお子さんのニーズ何かによってもいろいろフリースクールの種類が違ってきます。ただ、先ほど教育長も言ってたんですけど、不登校自体が悪いことではなくて自分を見つめ直す積極的な時間ではあるんですけど、その一方デメリットとしてはですね、学習の遅れとか、社会的自立へのリスク、社会的自立に向かうためのリスク当然ありますので、またそれにですね、県の方のフリースクールの補助対象としてる要件というのもですね、先ほど教育長の方からも話がありましたがいよいよそういう社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導とか学習指導とか教育相談を提供してたりとかですね様々な条件がありますので、ある程度その一定基準をですね、学習保障するにあたっては、いろいろ研究しなければならない部分があるのかなと思います。

一石

今聞いたところで言うと、県の要綱とかいうね、縛りということを言われていますが、これは町がちゃんとこれをちゃんと担保していると評価していることが非常に大事なんですね。それで実際に私たち教育福祉常任委員会は、令和4年に民間フリースクール、またやまびこ学校との連携、情報共有を進めるようにということを要望いたしまして、その後様々な動きがとられてきたと思いますが、そこのどのような経緯があったか、それから現状どのような状態であるか、また課題に思っていることについてお聞かせください。

教育指導課長

フリースクールとの連携ということですね、令和6年までは年に1回程度フリースクールと町の教育委員会といろんな部分で連携とか情報交換を図っておりました。ただやはりこれだけだと、いろいろ年1回だけだと、そこまでその情報共有が深まらないということで、令和7年度からにつきましては、生徒指導担当者会でしたっけ、生徒指導担当者会の中に、フリースクールの方も入れていただいて、これ年に2回、回数をちょっとまあ1回か2回っていう表現はちょっとあるんですけど、そういうことをやりまして、実際の生徒指導の立

場からのその学校の状況とかもいろいろお話をしながら、フリースクールの方と情報共有できるような形にしております。

委員長 現状はお聞きましたけど、質問は課題ってということなので、その部分をお答えください。

教育指導課課長代理 学校の方でやまびこの担当者とよく連絡を取っているんですが、連携して進めているところではあるんですけども、学校によっては、やまびこさんとの連携とちょっと若干食い違ってとか、ここのやり方で進めているってところがあるので、そこの足並みをそろえて指導を進められたらいいなと思っております。

一石 何のことフリースクールのことですか。それとも公教育の学校ですか。

委員長 そうですねちょっともうちょっとわかりやすく。

教育指導課課長代理 普通の町内の公立学校です。

委員長 一石委員の方からの質問は、やまびことの連携もっていう話もありましたけど他のフリースクールとの連携とかも言っていた部分で、先日私たちはやまびこに関してはもう視察させていただいたので、やまびこの頑張りってというのはある程度把握しておりますが、ちょっとフリースクール関係をお答えいただければと思います。

教育指導課課長代理 大変失礼いたしました。この町内のフリースクールとは、学校の方と、フリースクールの方で、登校状況や学習状況がどのような状態になっているかと。あとは学校側のフリースクールさんの方でどのようなことを学んでいるかっていうことをお聞きしてフリースクールの方でその返事を返していただいて共有しているというところですか。課題としましてはフリースクールとのやりとりを、どのぐらいの頻度で行うかというところが課題になるかなと思います。毎週行なっているところもあれば、3週2回というところもありますので、その辺のフリースクールとのやりとりの回数を増やすんじゃなくて、どのようにしたらスムーズにお互い共有できるかというところの研究を進めていきたいと思います。以上です。

一石 どうしてこういう請願が出てくるかっていうと、教育行政が不登校児童生徒がこれだけ増えてるってことの、どのくらい深刻に受けとめてきたかっていうことを、やはり一番大きく訴えてるわけですね。それで、自分を見つめ直す期間休養というのも必要だ。だから不登校児童生徒の立場、自主性を重んじながらも、やっぱりその大きなリスクを背負うよ

うになるっていうことの責任について、教育行政は果たさなきゃならないっていう私たちはそういう考えで、研究を進めてきて、提言を出してきたわけですね。実際にその今フリースクールっておっしゃいましたが、非常に成果を出しているところとしては、居場所のところでは先ほど18人っていうのがありました。これはやまびこの一時の人数からいうと何倍もの人数であって実際に、そこで元気になって、学校に行こうって思われた子どもたちも出てきているって聞いています。その情報を共有する中で、学校としてどのような居場所、或いはフリースクールの教育効果をどのように評価しているか。それから、その人たちが本当になくはないものだと思って一生懸命手弁当で作ってきましたが、もうそれこそ疲れ果てて、やはりお金をいただくっていう形をとったわけですが、それでも苦渋の選択だったわけですね。それに対して、教育行政はどのような評価、受けとめをしてるのかっていうことは非常に大事だと思っています。フリースクール、それから居場所について二宮町の教育行政が、その効果や、それから共同で子どもたちを育てていくっていうことをどのように評価していくかっていうことがすごく大事なことなんですね。それについてお答えいただきたいと思います。

教育部長

学校の方もまずなんて言うんですか、子どもたちっていうのは基本は公立学校に行くか、私立学校に行くかっていうのが基本。それでフリースクールに通われてるっていう子は公立学校になかなか行くのが難しくて行かれています。つまり所属は公立学校なわけです。教員、学校ではやはり子どもたちの様子っていうのは常に把握しとく必要があるんで、学校に来るのが不登校ぎみの方であってもね、きちんと学校が訪問したりして、子どもたちの様子を掴んでいるという点があります。そうした動きをしている中で最近フリースクールに、通われている方も増えてきている。そこで、その連携をとったりっていうのを今強化しているところで、先ほど、フリースクールによっては細々といろいろな学校と連携が取れてるところと、そこまで行かないんだけど、連携が取れ始めてきたところとかいろいろありますので、そこについては、引き続きフリースクールとの連携っていうのをとりながら、教育委員会としても学校としても対応していくということで、そういった引き続き連携をとっていくというのが一番の姿勢と考えています。

一石

教育行政として、そういう体制を作っていけば、この不登校児童生徒の課題リスクが解決できると思われているのでしょうか。できないから県はこのような予算を作っているのであって、また文科省も不登校特例校なんて名前も、学びの多様化学校とするなど、やはり多様な学びの場が公立学校以外にも、現状の学校以外にも必要であるっていうスタンスにど

んどん変わってきているんですね。本当不登校 40 万人って大変なことですから、なので、やっぱりそれを町の教育行政として、これを本気で子どもたちのために、その制度を作る必要があるということで、私たちはその請願をした、請願者に非常に同意するところなんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

教育部長

今この場で、補助制度を作る、作らないってそこはすいません結論としては出せないですけれども、先ほどから申し上げたように、フリースクールとの連携は必要だっていうことを申し上げたんですが、それは、別に補助を出さない連携だけだとかそういうことを言ってるわけじゃなくて、いろんな形での、やはりその子どものために何がいいのかっていうのを学校も教育委員会も考えるし、フリースクールの方々も考えていると思いますので、そこをしっかりと連携を引き続きとっていく必要があるというような考えのもとで、お話したところです。

古谷

紹介議員なので、賛成の立場ということなので、できるだけ短くしますが、一応連携をとっているということで、最終的に学校とフリースクールとでうまく繋いで、学校に戻るとか、戻らないとかそういうような条件でいろいろ考えていくんだと思うんですけども大事なことだと思う。お金よりも連携がとにかく大事だと思っているんですが、ただお金の方も大事で、ちなみにですねこの請願者が出されたこの二宮町の場合の例ということで、年間これは資料 1、令和 7 年の 3 ヶ月間想定 72 万円というこの計算を出してるんですが、8 年度は 288 万。ここら辺、教育委員会の方では、これを見て試算はされているんでしょう。大体こんなもんかなというように思って、この根拠がちょっとわからないので、このぐらいかかるのかなっていうその額がもし考えられるのであれば教えてもらいたいんですが。当然にいろいろ仮定をはめていかなきゃいけないと思うんですけども。

教育指導課長

そうですね、県補助金が 3 分の 1 で年間総額 72 万だとやはり町の負担がこのような形になるのかなと思います。3 ヶ月ですね。7 年度については 3 ヶ月でそうですね。一番わかりやすいのが一番下の部分で 106 人、目安で 31.4% で 33 人仮に行くとしたら、大体月 3 万ですね、月 3 万の 12 ヶ月分で 396 万という形で、その中で県の補助金が 3 分の 1 出るということで 132 万県の補助金が出まして実質町の負担が、3 分の 2 負担となりますので、264 万という形で、計算については概ね合ってるのかなと思います。

古谷

県から 1 人 1 万円出るということなので、残りの 3 分の 2 をということで、ただ実際には、今回苦渋の選択で、1 万円

取る1ヶ月1万円でしたっけ。取るという、そこはフリースクールさんの部分の、どうしてもそこを取らなきゃいけないってということだと思うがそういうふうな観点からすると、こんだけの額が必要になるんですかね、どうなんでしょう。月1万。なので、例えば1人当たり6,660円でいいという、県の方で3,000円払ってもらえるという計算でいいんでしょうか。

教育指導課長

県の方の負担補助率が3分の1で町の負担が3分の2になりますので、古谷議員のおっしゃる通りの計算で結構です。

古谷

最後ですがこういうような今回18名から2人になってしまったとやはり大きく、それだけの負担がやっぱりなかなか、その来てる子どもたち、親御さんが大変、保護者の方は大変なんだろうと思いますので、そこら辺の部分について何か感じたことがあれば教えてください。

教育部長

そうですね、その方たちが2人になってしまった。16名はどこに行ってるのかっていうのが、非常に重要なことなんだと思います。ちょっと、教育委員会でそこは、追っかけてるわけじゃないんでわかんないんですけども。それで、後は先ほど、最初に教育長が話をしたいろんな条件があるので、そのこのところの条件にどこまで、各町内の各施設が該当するかっていうところもしっかり調べなければいけないかなというように思っているところです。

委員長

私も質疑を行いたいと思いますので、議事進行を副委員長にお願いします。

委員長

私ども町にはその2つのフリースクール、1つの居場所があるということで、県の方の補助はフリースクールに対してということ、居場所っていうのは、なかなか等ということで、県の方の基準とは、私の町の価値感とか違ってるところが、町としてはお願いしづらいのかなっていう補助金として、なんかそういう、教育長のさっきの話だとなんかそんな雰囲気があったんですけど、何だろう2つのフリースクールは、特に1つはもう大分歴史が、私どもの町であるところですし、何ていうの、制度としてもすごくきちんと整っているところですよ。もう1つは小さいけれどもとても頑張ってる場所がありますフリースクールね。もう1つは東大果樹園跡地ということになるわけですけど、あちらで居場所づくりを頑張っているわけですけど、そういう一定のニーズというか、ニーズもあるし一定の成果も上げているそういう場所に対して、町としては、何とかしてあげたいと思うのかそこはもう基準に合わないから、切り捨てるのかっていうところをはっきり聞けばそういう言い方かなと思う

んですけど、それについて教育部長は何かもうちょっと今日、調査研究みたいなお話だったんですけど。もうちょっとわかりやすく、補助を受けるためにはどうしたらいいのかっていうことを教えていただけますか。

教育指導課長

県の方の補助金の交付要綱ですけど、補助対象ということで、ちょっとこの辺を細かくお話させていただきます。

まず、フリースクール等に通う子どもの保護者等のうち、次の要件をすべて満たす者への経済的支援を行う市町村に対して補助金交付を行うものとするということで、児童不登校の児童生徒のうち県内の学校に在籍する児童・生徒の保護者等。次に、在籍する学校に登校が困難な児童・生徒の保護者等。この次が、次の要件を満たすフリースクール等に1月に1回以上通所し相談・指導を受けていること。ということで、その中の要件が、1年以上のそのフリースクールの活動実績があるところですね。それと、原則として週に1回以上開所し、主に学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。次に、利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること。次に、利用している不登校児童生徒やその保護者に対して、児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること。また次に、市長または学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、児童生徒が在籍する学校と連携することができること。最後に、業務上、知り得た不登校児童生徒の個人情報については、慎重に取扱うことということで、このような形で補助の対象の要件となっております。

委員長

東大の方の居場所はもうすべて県の方の基準に合っているんだなということが確認できました。ありがとうございます。

副委員長

議事進行を委員長にお戻しします。

羽根

先ほど課長の方から、研究するということだったんですけども、どんな内容を研究すると考えていらっしゃるのかが1点と、あとですね請願の方の資料でもありますように本町でも106人の不登校の状況ということでこれだけの子どもたちの学びが、ある意味ちょっと止まってしまっているのかもしれないというところなんですけども、それに対して、非常にもう待たなして何か対応しなきゃって私はすごく思うんですけどもその辺のスピード感とか、危機感とかその辺はどのように考えてらっしゃるんでしょうか。

教育指導課長

当然ですね、スピード感等も急がなければいけない部分がありますが、今、実際、鎌倉とか海老名の先進のところでも

いろいろお話を伺ったりします。先進のところの話だと、判断をしなければいけない部分がある。当然いろんな部分で不登校で行っている学校についてもちゃんとフリースクールとして、学習指導とか生活指導がちゃんとできているかどうかその部分を確認めなきゃいけない部分もあるという話で、その部分の判断しづらい部分があるという話を伺っていますので、当然その部分を町としてやはり公費を出す中で、野放図にパンパンパンと出すわけではなく、その部分はやはり、当然その児童生徒の社会的自立等を目指すためにも、その指導の部分は必要だと思いますのでそういう部分を確認するところをちょっといろいろ研究していかなければいけないのかなとは思っております。

106人という話なんですけど106人全員が実際全部学校に来てないというか、年間200日ぐらいなんですけど、そこに学校に来てないわけではなくてですね、当然その中で、30日以上の子で50日未満だったりとかですね、30日以上50日未満のお休みの子だったりとか、50日以上90日未満だったり、その子どもによって、学校に来られる日数でまた変わってきてますし、当然その中で、全く学校に来ないわけではなくて、自分の気が向いたというか言い方はちょっとおかしいんですけど自分の中の体調とか環境と調整しながら、実際学校に来てる子もいますので、一概にその106人全員が来てないわけではないです。また、町としてもですね多様な学び場ということで、教育委員会の2階での教育指導室やまびこであったりとか校内教育支援センターであるほっとルームだったりとか通級指導教室を各学校には設置しておりますので、その中で通所をしながら実際登校できたという事例もありますので、そういう部分もいろいろ研究しながら、またフリースクールについても改めて研究しながら進めていきたいと思っております。

委員長

質問はね、どのぐらいの速さでっていうか、そういうのを聞いてたと思うけど、研究主体にとどまってたと思いますけどね。他に委員の方は、特によろしいですか。それでは、特にないようですので、休憩にして傍聴議員の発言を許可します。

休憩 13時51分

(傍聴議員の発言：5名)

再開 14時21分

委員長

休憩を解いて、引き続き会議を開きます。これより委員による意見交換を行います。委員は私と副委員長なので、ちょっと省略しますね。それではこれより討論に入ります。

< 討論 >

副委員長

私は請願第1号について、賛成、採択の立場で討論をいた

します。先ほど来、出ていますフリースクールの月1万円の導入の部分でやっぱり利用者が、ほぼ20人が2人とか、そういう10%台ぐらいに激減しちゃったっていうのを、その辺の背景としては経済的な部分はゆがめないかなと思っています。なので、二宮町として、不登校児童、生徒のこの学びの繋がりにっていか、アクセスみたいなところを切らない。また日常の居場所というか、そういうところの下支えとしても、このフリースクールなどの、利用料の補助制度、これの設置っていうのが急務だろうと考えまして、賛成、採択といたします。以上です。

<採決>

委員長

それでは、この請願第1号を採決いたします。請願第1号を採択すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって請願第1号は採択すべきものと決しました。以上で請願第1号の審査を終了いたします。

休憩 14時23分

再開 14時35分

② ウォータースタンドについて（令和7年陳情第6号）

委員長

令和7年陳情第6号ウォータースタンドについて議題いたします。お諮りいたします。本陳情につきましては議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。本陳情につきましては提出者の田原知規様にご出席いただいております。それでは田原様10分程度にまとめて趣旨説明をお願いいたします。

<趣旨説明>

田原氏

田原です。今日はありがとうございます。では早速、説明をさせていただきます。公立学校という教育の場で、子どもたちの健康を第一に考えて、CO₂削減ではなく、熱中症予防を目的として、今設置していただいているウォータースタンド社の給水機、各校2台ずつあって、合計で10台あるんですが、それをそれぞれの学校1台ずつに冷水機能付きの給水機に変えていただきたいと思います。の陳情になります。

こちらは令和4年度、ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」ということで、無償で機械を設置していただいているかと思います。とてもよいことだと思うんですが、学校においては令和5年度から設置されているんですけども、子どもたちにとっては、毎日水筒を持っていて、一番マイボトル運動をしているのは子どもたち自身だと思うんですが、今年もとても暑いと思うんですけども、例えば小さな小学生が大きな水筒を持って通えるかという、それはとても酷なことではないかと思ひますし、朝7時ぐらいから家を出て、夕方5時過ぎまで部活動をするような中学生にとっても、氷を入れた水筒はとても大きなものにしなければ、冷たい水を飲用するということはなかなか難しいのではないかという状況かと思ひます。ちょっと調べたんですけども、例えば、新宿区は今年度の予算で、1,158万円を予算として、新宿区の区立小中学校、特別支援校を合わせて40校に121台を熱中症対策として、冷水機を設置することになっています。こちらは年2回のフィルター交換とかメンテナンスをするということですね。他でも泉南市の方では、ふるさと納税を活用して、公立学校14校に設置。広島県の廿日市市では、子ども側からの要望で、子ども議会みたいところで中学生からの要望によって、2025年に27校に冷水機付きの給水器が設置されていたりします。また兵庫県の加古川市では、市の計画として、学校への冷水機設置計画というのを作って、2024年から順次設置しているような状況で、暑いので、子どもたちの健康を第1にということで、様々な市区町村で公費で設置をしていきたいと思いますという働きかけになっているようなので、二宮町でも、各校にそれぞれにある1台ずつを、せめて変えていただくことで、子どもたちにとって、よりよい学校、学習環境が整うのかなと思ひて、要望とさせていただきます。

昨日今日と、私は水筒に氷を入れて実験をしてみたんですが、この大きさですね。これはTHERMOSの水筒で保冷機能が付いているものになります。こちらに、いわゆる家庭用のこれくらいの氷を15個、大体1つ10グラム程度なので、150グラムの氷を入れ、そこに300ccの水を入れて、朝8時から12時まで、日影で30度程度のところに4時間放置。お昼まで放置した状態で、ぬるい水と冷たい水を入れたもので、氷はどのくらい減るのかという実験をしてみました。あとは、冷たい水を入れたものと比較して、15個に冷水を300cc入れたものは、4時間後に氷が105グラム残りました。ぬるい水を入れた場合には20グラム程度。もう氷の粒がいくつかある状態で、20グラムしか残らない。では、これを飲み切ったと仮定して、中身を捨てて、残った氷に、ウォータースタンドからの給水というイメージで、ぬるい水道水を入れました。20グラムのものは入れてすぐに溶けてなくなります。105グラム残ったと

ころに、水道水を入れたものは1時間で氷は全部なくなりました。試しに朝、冷たい氷に冷たい水を入れて飲み切ったと仮定して、冷水を足した場合にどうなるかということで、今日12時にまた残った氷に入れ直したものです。まだ氷が残っています。このように、いくら氷が残っていても、そこに温水を入れたという状況では、すぐぬるくなって溶けてしまうので夕方まではもたないのかなと思います。是非ともそういったところからも、冷水機能の付いたものに変えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

<陳情者に対する質疑>

小林

田原さん、今日はありがとうございます。委員の皆さんには、過去に写メで送ってあるんですけど。実は「5月21日の水曜日に二宮中学校校舎1階撤去し、新しい冷水機オアシススリム OA319M を設置しました。PTA」ということで、1つは冷水機が入っているようなので、ちょっとそれをお話させていただきたいと思います。ご存じですか。

田原氏

こちらの機械で、冷たい水が出る冷水機はPTAの方で購入、設置とさせていただいています。それはなぜかと言いますと、かねてよりちょっと冷水機の不具合が出始めていて、去年の段階で、出たり出なくなったり、しばらくずっと出なかったりというのが繰り返されるようになってきて、ますますちょっと考えなければいけないねという話になっていたようで、町にお願いしてもすぐできるようなことではないし、学校としてお金もありませんので、PTAの方で、二宮中学校のPTAには予算の中で、特別会計だったりとか様々あるんですけども、そういった部分の中で、付けていただくことは可能ですかというご相談がありました。寄付扱いということで、付けられたらいいんじゃないかなというような話を何か月かけて協議させてもらってPTAの費用で購入をし、PTAの費用で毎年メンテナンスを行う。万が一、PTAの加入者が減った場合だったり、解体してしまった場合には、そのまま完全な寄付品として、メンテナンスはなくなってしまうけれども、そのまま置かせていただくことで、子どもたちに活用してもらえたらいいんじゃないかなということで設置いたしました。そして、二宮中学校には、今360人ぐらい生徒がいるんですけども、そのうち7、8割はまだPTA会員として、保護者の方が関わってくれているんですが、西中にはPTAという組織が今ありません。二宮小学校にはあります。一色小学校はあるけれども少ない。山西小学校がちょっと私よくわからないので何とも言えないんですけど、そのPTAがあるから付けられたという事実は、PTAがない西中の生徒からすると、「いいな、二宮中は」ということにどうしてもなってしまうっていて、大人の都合で付けられる、付けられないみたいなことが起きてはいけ

ないので、今ある 10 台のうちの 5 台それぞれが、冷水機能付きになれば、そういった部分で公平になるのかなと思っただけのお願いになります。

一石

二宮中学校に冷水機が設置されて、それについて生徒たちの受けとめとか、影響はどうだったでしょうか。それから冷水を飲むことについての何らかの課題などの意見などは出たりしましたか。

田原氏

ちょうど二宮中学校に冷水機が付いたのが、今年の体育祭の練習をしているときで、みんなずっと外に出ずっぱりの状況で、ちょうど最後片付けが終わって、校内に戻ってくる時に、ちょうど運よく設置が完了したところで、それを見た生徒たちが、もう歓声を上げて、列が途切れにくいぐらいに、しばらくの間みんな給水をしていたんですけれども、冷水器はタンクなので、ある程度出てしまうと、そこからぬるくなっちゃうんですね。しばらく時間を置かないと。子どもたちはそういうことわからないので、飲んでみて、何かぬるくなっちゃったみたいな感じはあるので、多くの人が一斉に飲もうという時には、やはり冷水としての機能は薄れてしまうんですが、ただそういう時にいっぱい飲みたいから、大きな水筒にずっと入れてしまおうとする子もいたりするので、そういうところをみんなで順番に少しずつ活用していただければ特に大きな課題はないのかなと思っています。あと生徒会に冷水機についてどう思うかと聞いたら、やっぱりとてもありがたいというような意見が聞かれました。ただ冷たいのが苦手な子ももちろんいるので、もう 1 台ある方のウォータースタンドの方の水も活用している生徒もいます。

一石

そうすると、本当に今もう暑さが異常な事態になってきて、そうなる学校によっては県外の学校ではミストを使ったりとか、いろいろな対策をしているんですが、二宮の中の保護者が把握している範囲で、その温暖化、激甚化する温暖化対策のようなことは学校でどんなことがあるようでしょうか。子どもたちの課題とか、子どもたちの声なんかも、もしありましたら聞かせてください。

田原氏

二宮中学校の PTA では、去年か一昨年にミストを PTA の物品として、使いたい部活があれば、貸し出しをしているので、どうぞ使ってくださいというような働きかけをさせていただいています。あと簡易のテントもあって、使いたい部活があればどうぞ使ってくださいっていうような形で貸し出しをしています。PTA で買ったから PTA の行事だけとかではなくて、やはり、子どもたちのためにと考えて揃えていますので自由に使っていただければ、暑さの対策をしていただければと思っています。子どもたちから聞くのはとにかく登下校が暑い。学

校はクーラーが効いているので涼しいんですけど、でもそれはとても限局的だったりとかして、風が上手く回らなくて、特別冷たい場所と、ちょっとちょうどいい場所があったりとか、そういう時もあると。昔ながらも扇風機で冷たい風を攪拌して、使っていた時もあったようで、上着を着て、寒い場合には調節するとかもあるみたいなんですけど、そういったところはちょっと課題としてあったり。あと、体育の授業は、やはり暑いし、なかなか難しくなっていたりとかはよく聞きます。

一石

二宮中学校のPTAがすごく激甚化する温暖化対策として、いろいろなことをされていて、そうすると二宮西中の保護者たちとのコミュニケーションなんかの間に、何か意見が出るようなことがありましたらお聞かせください。

田原氏

あまり西中の人と関わるのが少ないので、本当1人2人ぐらいしかいないので、わからないんですけど、運動部の子がそういう状況を知って、「二宮中はいいなあ。」というのは、それは率直な意見なのかと思っています。

羽根

今日ありがとうございます。2点ほどお伺いしたいんですけども、1つは、こういった要望があることを学校の方には1度お話になられたのかどうかということですね。もしされていたとしたら、どういうアクションがあったのかということですね。それとあと、田原様だけではなく、他の保護者の方、子どもたちたちも、このことに対していろいろ考えを持っていらっしゃると思うんですけども、どのぐらいの方がそういうことをおっしゃっているとか、そういう話を聞いたというのがあったら教えてください。

田原氏

陳情を出すことについて学校に言ったかということですか。

委員長

田原様、この陳情の前にどのような動きをしていたのかということだと思いますのでお願いします。

田原氏

私から学校の方に冷水機を付けたらどうですかっていうことは、言っていないんですけど。学校から冷水機どうにかありませんかねっていうのを、PTAの本部役員として相談をいただいたということがまず1つあって。それだったら、製氷機を置くのはどうですかという提案を学校にはしたことがあるんですけど。製氷機、氷を作る機械を置いた場合に、じゃあどうかと、みんなで想像した場合に、いや、氷が散らばって水浸しになりそうだなというような話だったりとか、それこそ、氷を作るのに時間がかかってしまうので、うまく回らなくなるよねっていうような話と、あとは氷は凍っていますけど、もともと水なので、氷の質が低下していくので、

そういった部分から、衛生的によくないかもしれないという
ことで、製氷機ではなくて、冷水機の設置を PTA でやって
いただけると、とても助かりますというようなお話をいただ
いて、相談しました。その旨は PTA 総会でも皆さんの方にお
話をさせていただいての購入になっていきますので、購入した
時には、教育委員会の方に、おそらく寄付という形で書類を
作らせていただいていると思います。他の保護者の方とどう
かというようなのはあまりないんですけど。正直話しては
なくて、保護者にとっていうよりも、生徒がどう思っている
のか。冷たい水が飲みたいと思っているんだったら、付けてあ
げた方が、子どもたちたちが一番喜ぶのではないかというこ
とで、付けたということになります。

古谷

今日どうもありがとうございました。そうしますと今回小
学校、中学校だけということの考え方。ここにある 2 つの中
学校だけということで、これは西中の方には、生徒さんとか、
親御さんにはまだ話がいていないということでもよろしいん
でしょうか。当然にあった方がいいだろうなということで、
この陳情書の中に、西中も加えてくださったということでも
よろしいでしょうか。

田原氏

PTA 会長の方から、二 P 連という形で各学校の PTA 会長の
集まりで、議題で出したことがあるんですが、他の学校の PTA
会長の方では、あまり重要視されていないというか、「水筒
を持っていけばいいんじゃない」ぐらいの感じで、自分の学
校にその冷水機があるかどうかもわからないという状況でし
た。ないよりはあった方が熱中症対策という部分では子ども
たちにとっていいんじゃないのかなあとということで、一応こ
こに、まず中学校から先に付けていただけたら助かるのかな
と思って書かせていただいているところです。

< 執行者への参考質疑 >

一石

空調機を整備して、急激な温暖化対策としては、そこが結
構大きかったかなと思うんですが、それ以外に、学校行政と
して進めている対策がありましたら教えてください。あとそ
れから今、二宮中学校と二宮西中学校で格差っていうのが出
てきたわけですが、それをどう受けとめているのか。そも
そも冷水機を付けるということについて、どのような評価を
しているのかということをお教えてください。

教育総務課長

暑くなってきた、空調機、先般、令和元年度に普通教室、
それから、令和 5 年、6 年に特別教室を整備させていただ
いております。その他に何かやられていることはあるかと言わ
れると、いろいろ冷風機だとかそういう寄付があったりだとか、
あとコロナ対策費用で買ったスポットクーラーとか、そうい

ったものがあります。他の学校との今話が出たかと思うんですが、ちょっとこれウォータークーラーの経過を説明しますと、20年ほど、それ以上ぐらい前に、PTAの費用とか、ベルマークだとかを使って、二宮中とか山西小にはウォータークーラーというものが設置されていて、またさらにちょっと昔には西中もどうやらあった時期があると、ちょっと私どもが確認した上では、そんな時もあったよということで、そのPTAさんが付けてくれた元々のものがあったというような状況があって、それがずっと古いまま残されていたという状況があります。今回西中さんも実は新たに付けるということで今聞いてまして、西中さんも、ちょっと1台PTAではないんですけども。そこから、一応ベルマークと半々で出して、今もう注文をしたような状況になっているという話は聞いているので、1台は西中もそろそろ付くのかなと思っています。そんなような状況でして、今あるものが壊れてきて、二宮中さんに関しては、子どもたちがさっき言ったように部活とかあるから、それは残してほしいということで、ウォータークーラーは残したままウォータースタンドを設置したという経過がございます。山西小さんは、ウォータークーラーがもう壊れていて使えないから、その場所にウォータースタンドを設置してほしいということで、ウォータースタンドをその場所に設置したといったような状況になっています。

一石

確か予算委員会だったかな。ウォータークーラーの設置について、言及があったと思いますが、それから、行政の方ではどのように調べたり、研究されたりはされてきたでしょうか。

教育総務課長

前回ご質問いただいた時に、ちょっとお話したんですけども、ウォータークーラーを前にPTAさんとかに寄付していただいている中で、ウォータークーラーを付けることは許されないというわけじゃなくて、ご寄附いただければ、もちろん付けていただくことはとてもありがたいことだというお話をさせていただいたかと思います。

今回、ウォータースタンドを1台、冷水機能がついたものに変えるということになりますと、今ウォータースタンドは、無料で設置していただいているんですが、それに冷水機能を付けると、かなり費用がかかってくるようになります。年間1台あたり約10万円かかることになります。ウォータースタンドに関しては、水道から直接、水を吸い込んで、それがそのまま浄水されて出てくるので、水が通っていれば、必ず出てきます。ウォータークーラーに関しては、水を1回タンクに溜めて、それを電気で冷やして、それを子どもたちが飲むというような状況になりますので、災害時等にはちょっと使えないってということもあつたりします。ただウォータースタンドに関しては水道が通っていれば、使えるというような状況

ではありますので、そこがウォータークーラーとウォータースタンドの違いかなという状況です。

一石

ウォータースタンドは浄水、常温で子どもたちに提供できるということで、それはそれで価値があると思いますね。ウォータークーラーというのは浄水ではないですけども、非常に冷たくて、今の本当に暑い中、外で運動なんかもしなきゃいけないような子どもたちにとっては、非常に大事ななということを受けとめているんですけども、その辺の評価はどうでしょうかね。PTAの方から聞きますけど、大人はいつでもその自動販売機で買えたりとか、いつでも冷たいものが飲めるけれど、子どもは選べない状況であるというようなことなんか子どもの立場から見てどうなのかというような意見もあります。そういうことについて、どのように受けとめていますでしょうか。

教育総務課長

そうですね。基本的にウォータースタンドを付けた時に、環境教育ということで、そのSDGsの観点からペットボトルを減らす、減らそうとか、CO2を削減しようという目的で付けました。それとは違ってもちろん冷たい水を飲みたいっていう気持ちもわかるんですが、それが、もともとPTAさんが買ったものが設置されていたので、学校を通じて、毎年、この時期になりますと予算組みの関係で、学校からいろいろと要望をいただきます。施設の整備の要望、備品の要望、それぞれ要望をもらうんですけども。そういうもので、学校から上がってくるものに関しては、こちらの方で優先順位をいろいろつけさせていただいて考えて予算要求するというような状況になっていますので、そういう状況になれば、こちらとしても検討させていただこうと思っています。

羽根

すいません。ちょっと整理をしたいんですけども。今、冷たい水が飲めないところは、5校のうちどこが飲めないんですか。これから西中は付くということなんですけれども。付く前提として、あとの3校ってどうなるのか。中学校の2校は冷たい水が飲めるということですよ。あと3校の小学校の方はないということなのか。そこの辺を確認させてください。

学校施設班長

委員のまずご理解のとおりでございます。先ほど来お話が出ております二宮中学校は、すでにある。そして先ほど少し質疑の中で出ました西中は、近々つく予定があるという状況です。一方で二宮小学校、一色小学校、山西小学校の方は、現状ないという状況でございます。

羽根

それで、執行者側として、冷たい水を飲める環境というのは、小学校だけになるのかな。これからの設置すると。何かその必要性を感じているのか。例えば、今、答弁ありまし

たけれども、学校側から要求がなければ、別になくてもいいんじゃないかということなのか。あとはやっぱり PTA の方からということなんで、町としては費用払っていないってことになるのかなあとと思うんですけども、その辺についてはどういご判断しているのかなあとというところ。だから、町がちゃんと準備をして、冷たいお水を飲めるように 5 校とも整えたほうがいいと思っていらっしゃるのかどうかというところですかね。その辺の考えをお知らせください。

教育総務課長

ウォータースタンドを令和 5 年度に設置しまして先ほども言いましたけど、その時の目的としては、電気代も使わなくて、CO₂も削減できるウォータースタンドというものに、水筒を持ってきて水筒の中にウォータースタンドのお水を入れて飲んでくださいということを目的でやっていますので、必要がないとは言わないですけど、今二宮町としてはそういうような中で運用させていただいているというような状況です。

前田

1 つ目、今年、小学校 1 年生が氷を入れた水筒をぶら下げて、登校途中に転んで、その水筒がお腹に入り、腸を痛めてしまったという事故が新聞に載っていましたが、それはご存じありますか。それと、この陳情の中に、年間でどれだけ電気代が増え、というのがありますが、町民運動場にこのウォータースタンドの冷水機能をつけたものが入っていると思います。そこで、これどこで買ったかわかんないんですけども。それがどれだけ町民運動場の電気料がそのスタンドを付けたことによって増えているかご存じならば、電気代の増加量を教えていただきたい。

教育総務課長

1 年生で登校途中にお腹を痛めてしまったというニュースを存じ上げておりませんでした。電気代に関しましては、今回のウォータースタンドに、もし冷水機能を付けるとなると、電気代は月 800 円程度ということで伺っております。その町民運動場に付いたものがどういうものか申し訳ございません、存じ上げないんですけども。もし、今回ウォータースタンドに冷水機能を付けるとすると、月 800 円ということで聞いています。

前田

先ほど冷水機能のあるウォータースタンドにすると、10 万円の金額がかかるというお話でした。月 800 円を加算しても、11 万以内でおさまるという解釈でよろしいですね。それで 5 校に、この冷水機能のあるウォータースタンドに変えたとしても、年間で 55 万円ほど費用が増えるだけだという解釈でよろしいですか。

教育総務課長

先ほど申し上げた約 10 万円っていうのは、電気代を含めたリース料も含めた金額になります。それを他にかかってくる

ものが水道代ということになりますので、正確に言うと 10 万 2000 円プラス水道代になってくるかというように思っています。1 台当たり。

前田

今の水道代は普通のウォータースタンドでも使っているわけで、特に、増えるわけではないですよ。それで、今の現状からして、今年も過去の平均から見ていきまして、平均気温が夏で約 3 度高いと今日の新聞に載ってましたけれども 2.6 度ですか。載ってましたよね。そういったような気温の上昇を考え、今体育の授業等も熱中症アラートが出ますと、体育の授業ができないという状況になってます。そこで、体を動かしての熱中症を予防する意味でも、こういった陳情がなくても、冷たい水を飲める施設、これいろいろが教育委員会の本文だと思うんですが、その辺、お考えになったことがありますか。2 点お願いします。

教育総務課長

ウォータースタンドに冷水機能付きのものを入れるというところに関しましては、小学校の校長先生ともちょっと話をさせていただいています。そういった要望があるという話をさせていただいたんですが、いろいろちょっと問題といたしますか。懸念される事項もあつたりしますので、1 つ言うと、もし 1 台変えるとすると、その 1 台の方には集まって、タンクの水がすごいスピードでなくなってしまう可能性もあつたり、それを設置する場所だとか、そういったところも、非常に子どもたちにとっては、例えば中央にあれば、それぞれいいんでしょうけども、そういったことを、もう不公平感とか発生しないようにしなきゃいけないとか。あとは災害時の際に使えなくなっちゃうのか。1 台しか使えなくなっちゃうのかなとか。そういったところも懸念はされるところでございますので、そういったことを含めて、考えなければならぬかなというように思っています。

前田

私が質問したのは、ウォータークーラーじゃなくて、スタンドです。冷水にするようなお考えはなかったのか。2 台あるウォータースタンドのうち、こういう陳情が上がらなくても、今の気温上昇等、子どもたちの活動を見ている中で、冷たい水を飲ませあげたいというお考えのもと、1 台を冷水機能付きのウォータースタンドに変えるお考えはなかったのかということ。私は、ウォータークーラーは反対なんですよ。

教育総務課長

それは先ほどお話ししたとおり、二宮町は SDGs の観点からウォータースタンドを 2 台設置するというのがまず基本的な考えでしたので、それを設置したということです。

前田

その中で 1 台を変えるお考えはなかったのかと。

委員長 前田委員すいません。教育総務課長は1台の方にワットと集まったりしてしまうのではないかと。不公平感も考えなければいけないっていうようなことがお答えだったと思います。一個を冷たくするということは。

前田 ウォータークーラーを入れた場合というお答えでしたので、私が質問したのは、ウォータークーラーについては一切言っていない。2台あるウォータースタンドのうち1台を。だから、ウォータースタンドは、常時水道の水をこくわけですからタンクなんて関係ないので、必ず飲めるわけです。そういうお考えはなかったんですか。

委員長 ウォータースタンドに冷水機能を付けることはできるんですか。教育総務課長すいません。もう1回お願いします。

教育総務課長 ウォータークーラーも、ウォータースタンドもどちらもタンク式です。冷水にすると。今は冷水じゃないので、水道直結で出てきますけども、ウォータースタンドも冷水機能付きにすると、タンク式になります。

前田 わかりました。

委員長 ありがとうございます。分かりました。休憩にして傍聴議員の発言を許可します。

暫時休憩 15時16分
(傍聴議員の質疑：2人)
再開 15時22分

<意見交換>

なし

<討論>

一石 この異常な暑さ、これに対する対応が本当にできてきていない中、現場から子どもたちの声、そして今のPTA関係者の声を考えますと、冷たい水が飲める環境というのは整えなきゃいけないのではないかと考え、賛成の立場で討論いたします。

<採決>

委員長 それではただいまより陳情第6号の採択を諮ります。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって陳情第6号は採択すべきものと決定いたしました。以上で審査を終了いたします。

休憩 15 時 24 分

再開 15 時 26 分

③ 閉会中の特定事件の調査について

委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の特定事件の調査の件を議題といたします。教育福祉常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件をこのように報告したいと思っておりますので皆さまにお伺いいたします。

我が委員会では7月2日に視察を実施し、7日、14日、24日、29日、31日、8月20日に調査研究会を開催しました。

研究テーマの1つ目の教育における子どもの権利についてです。7月2日に鎌倉市由比ガ浜中学校という学びの多様な学校に視察にまいりました。参加者は委員全員、町長、職員は教育指導課長でした。分校長が出迎えてくださり、上越市議会とともに分校長からパワーポイントのスライド150枚余りを使いながら、学校の規模や設立後の生徒の様子や経過を伺いました。質疑には鎌倉市の教育長も同席されました。定員30人に対し10人ほどのスタッフ。教員とスクールカウンセラーも含めてですね。それと通常の中学校の年間授業時間数1,015時間に対して、770時間に削減。設立にあたり教科の先生だけでなく、設立基準にはないが、養護教員を配置できたのは非常によかったとのこと。子どもの出席率は83%。ウルトラ自分学などオリジナルの授業があります。この中学校ができるまでに一度も学校に通ったことがない生徒が通学できているというのを聞くと、固定化した子どもにとって大きな可能性を持つものだと思います。次に調査研究については、7月7日に二宮町にある子どもの権利フォーラム代表とランチミーティングを実施。8月6日の二宮で育つこどもの未来参加・対話型ワークショップその2に教育福祉常任委員会として参加することを決定いたしました。8月14日、8月24日、8月31日は、主に二宮で育つこどもの未来に向けての準備をいたしました。7月29日は二宮町教育支援室やまびこに現状と課題について視察いたしました。今年度は8名の児童生徒が通室しているため、正職員1名との対応は厳しいものがあると感じました。また、各学校のほっとルームがうまく機能していることも確認できました。

次に研究テーマ、地域包括ケアシステムのあり方についてです。当初予定していた町内の福祉関連施設が諸般の事情で中止になり、再度意見交換して、町内の介護施設小規模多機能の視察に行くことと決定し、当該施設に打診中であります。

以上引き続き特定事件の調査について、皆さまのご賛同をよろしく願いますという形で発表したいと思いますがいかがでしょうか。これについてご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ありがとうございます。そして合わせてですね。

一石

参加型ワークショップが、二宮町と住民団体の協働で子ども権利条例制定に向かう動きの一環であるということを書いたほうがいいんじゃないかなと思いました。

委員長

ありがとうございます。そのように書き加えさせていただきますが皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認めていただきましたので、そのようにさせていただきます。そして皆さま大切な私どもの提言でございます。この委員長報告で、議長に向けて、特定事件の調査の件を引き続き調査していくということで、報告させていただくときに、私どもも今議会の最終日に提言書を提出したいというふうに考えております。ちょっと長いんですけども、ここで、その提言書のことも読ませていただいた方がいいですよ。読ませていただきますので、よろしく願います。

委員長

常任委員会の閉会中の特定事件の調査に基づく提言書。特定事件調査教育福祉常任委員会、教育における子どもの権利です。

全国で不登校児童生徒は40万人に上り、二宮町でも令和6年の不登校児童生徒数は小学校で55名、中学校で62名と増え続けており、学習支援教室や、やまびこだけでは到底対応しきれない現状になっている。当委員会では令和5年、子どもの権利を研究課題として子どもにとって最もよいことを尊重するなど重要な基本原則が協働の研究を経て、謳われる子どもの権利条例制定を提言し、現在公民協働で条例制定の前段の子どもの権利の啓発事業が町制90周年記念イベントまで計画されてきたところだ。同年当委員会は長野県にグリーン・ヒルズ小中学校と、南アルプスキのくに子どもの村小中学校に現地視察した。どちらも通常の私立学校だが、独自の個別最適かつ協働のアクティブラーニングで、全ての生徒が自立し、仲間と話し合いながら生き生きと学業に励む姿。かつ不登校児童生徒がほとんどいない状況を確認した。令和6年9月には子どもの権利の立場から不登校児童生徒の生き生きとして尊厳ある社会参加と学びを保障するための環境整備、また、広域で不登校特例校を二宮町に作る研究を進めることを含む提言書を提出済みである。不登校特例校とは、文科省

が不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行うもので、学校教育法施行規則第 56 条に基づき、第 79 条中学校、第 79 条の 6 義務教育学校、第 86 条高等学校、第 108 条中等教育学校において準用。学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらず、特別の教育課程を編成して、教育を実施することができるとする方向性を推進してきている。今年度の委員会では実践事例研究として、県内の大和市の不登校特例校引地台中学校分教室と鎌倉市の学びの多様化学校由比ガ浜中学校の視察を実施した。大和市の分教室は小学校の空き教室を利用して、限りある資源の中で最大の効果を上げるべく、少ない教師 4 名が試行錯誤しながら生徒と向き合ってきた。学校の理念とコンセプトは学校らしくない学校で、机は並ばず、授業内容を決めるのは子どもで、大人は決めつけず、子どもが考えて判断することを支え続ける。鎌倉市の学びの多様化学校は県内初の分校で、2 年かけて開校を準備。通常の中学校の年間授業時間数 1,015 時間に対して 770 時間に削減した。両校とも小学校には一度も行かなかった生徒が、毎日通学している成果などの他に、今まで繋がれなかった生徒、保護者との相談支援が増えたこと。さらに小学校児童対応の必要性と、この実践が市内全校に波及するべきと説明があった。当委員会としては、特に学校長を含むチャレンジチームが子どもたちに向き合っており、オリジナルに研究実践してきた授業の姿が、視察した長野県の 2 校の実相に酷似していることに注目した不登校児童生徒に寄り添う有効な学校のあり方が、すでに国内の意欲ある実践で実証されてきていることを確認するとともに、文科省が昨年より本制度の名称を学びの多様化学校と改めていることも、国内の多様なチャレンジの総括と今後の展望を表していると受けとめた。長期化した不登校生徒が生き生きと通学できるなどの学びの多様化学校の実践と研究が、不登校児童生徒の子どもの権利の無償に繋がることから以下を提言する。

1、二宮町に適した小中一貫の学びの多様化学校を具現化し、不登校で苦しむ子どもたちを減らすこと。

2、町単独での設置が不可能なら、広域での設置も県などと協議し、検討すること。

以上でございます。このような提言書を出します。傍聴の方は耳で聞くだけで本当申し訳なかったんですけども、当日には紙でお出しいたしますのでよろしく願いいたします。以上のような提言書を提出させていただきますので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

それでは、以上でございます。ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それではこれを持ちまして本日委員会は終了いたします。ご苦勞様でした。

閉会 15 時 37 分